

東京都知事 石原 慎太郎 殿
東京都教育長 大原 正行 殿

2010年9月22日
日本共産党東京都議会議員団

児童虐待ゼロの東京をめざして 日本共産党都議団の提言

江戸川区でことし1月、小学1年生の海渡くんが継父と実母から暴行され、亡くなりました。2月、練馬区の15歳の中学生が母親らによって、11日間にわたりトイレの中に監禁され骨折など重傷。5月には大田区の1歳児が祖母に首をしめられ意識不明の重体など、東京都内でも痛ましい児童虐待があいついでいます。都立高校では、ことし4月、1年生の生徒が虐待を疑われながら、学校が児童相談所等へ通告していなかったこともあきらかになりました。

都の児童相談所が虐待の通告を受け対応した件数は、1995年度の390件から、2009年度は3,339件と、約9倍にふえています。全国的にも児童相談所の虐待対応件数は09年度44,210件と過去最高に達し、大阪市西区の2幼児遺棄事件をはじめ深刻な問題がつづいています。

児童虐待はどの家庭にも起こりうる問題であると同時に、子育て家庭の孤立と貧困が背景にあることが指摘されています。

日本共産党都議団は、児童虐待ゼロの東京をめざし、以下のとおり、早期発見・早期対応の促進や、保護した子どもへの支援と社会的養護体制の整備、子育て家庭の孤立と貧困の打開など総合的対策の拡充に、都としてふみだすことを提言するものです。

早期発見・早期対応を促進するために

(1) 児童相談所の拡充

児童福祉司、児童心理司を大幅にふやす

児童福祉司1人あたりの担当ケース数が、100件をこえるような東京の現状を打開することは急務です。厚生労働省も政務次官が国会で、「担当件数の理想は20件から30件といわれている」と答弁しています。

東京都内での児童相談所の虐待対応件数は、この15年間で約9倍に急増したのに、児童福祉司は1.6倍(106人→172人)になっただけです。全国的にも児童福祉司は大幅にたりないことが問題になっていますが、それでもこの15年間で約1,300人ふえて2倍以上になり、2,400人をこえています。東京における人口あたりの

児童福祉司の配置数は、全国平均の7割にすぎません。全国的にすくないのに、東京ではさらにすくないのです。

児童福祉司は、虐待の通告があれば、すべて48時間以内に児童の安全を直接確認することとされており、しかも多くは、深刻で困難な事例です。一步まちがえば、子どもの命にかかわる問題になります。加重負担はもはや限界をこえており、児童福祉司を抜本的にふやすことが急務です。

また児童心理司の役割は、子どもと親の支援にとって重要性がましています。厚生労働省の「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」が2008年にまとめた報告書では、児童福祉司と同数をめざして配置すべきとしています。ところが東京の児童心理司の人数は52人で、児童福祉司の3分の1にすぎず、この15年間にわずか1.3倍になっただけです。児童心理司についても、大幅にふやすべきです。

児童福祉司を確保・育成する中長期的計画をつくる

団塊の世代のベテラン職員の大量退職期をむかえ、経験年数のすくない児童福祉司がふえています。都の児童福祉司の半数が勤続年数4年以下です。抜本的対策をただちに実施しないと、職員の経験不足による児童相談所の力量低下はさげられません。

一方、児童相談所でも任期付雇用や非常勤の職員がふえ、せっかく経験をかさねたところで雇い止めになり、他県の職員として正規雇用されるなどの例がすくなくありません。「せっかく努力して育成しても定着しないのはもったいない」との声が、現場からあがっています。

児童福祉司を安定的・継続的に確保・育成する中長期的計画をつくり、ただちに具体化に着手すること、なかでも児童福祉司の仕事への意欲をもつ人や、児童相談所の任期付や非常勤の職員で実績・経験のある人、福祉の有資格者からの採用・登用をひろげることが必要です。

児童相談所を増設する

全国の児童相談所の数は、この10年間に約30か所ふえ、204か所となっています。ところが東京では、98年に台東児童相談所が廃止され、現在11か所（区部7か所、多摩地域4か所）しかなく、人口あたりの設置数は全国水準の半分ていどにすぎません。区市町村と連携した、きめ細かい対応が可能となるよう児童相談所の緊急増設をおこなうべきです。

(2) 一時保護所の拡充

一時保護所を大幅にふやす

一時保護所は常時定員をこえる状態で、緊急保護のうけいれに深刻な障害となっています。現場から、「緊急性の高い問題が何件もある中で優先順位をつけることになってしまう」「判断の甘さにつながりかねない」という切実な声があがっています。

一時保護所は全国で124か所ありますが、東京都にはわずか6か所しかありません。石原知事が休止した墨田一時保護所を再開することはもちろん、緊急に増設し、定員枠

を大幅に拡大することが必要です。

一時保護所の設置運営基準をつくり、安心できる環境をととのえる

国は一時保護所の設置運営基準をさだめておらず、児童養護施設に準じることとされています。しかし一時保護所は、医療でいえば救急病棟のようなものだといわれており、特別の体制が必要です。緊急に保護されて親から引き離されたばかりの児童は、気持ちが不安定で、あたたかい支援が必要です。

ところが現状は、定員以上につめこんで、寝る場所もないような事態がうまれていきます。被虐待だけでなく、発達障害や非行などさまざまな子どもたちが、10数人から20人もの集団生活をよぎなくされるといふ、深刻な状況です。

1人ひとりの子どもの背景や状況に応じた対応ができて、子どもたちが少人数のおちついた環境で生活できるよう、都独自に施設設備と職員配置の基準を明確にし、拡充することが急務です。

また一時保護所では、2か月から3か月以上にわたる長期入所となる子どももすくなくないにもかかわらず、原則として学校に通学できないため、教員の配置、分校や分教室の設置をはじめ、小中学生、高校生にたいする教育保障の充実も重要です。

(3) 区市町村の相談支援体制の拡充

子ども家庭支援センターを拡充する

区市町村の子ども家庭支援センターへの虐待相談もふえています。都の補助基準(区部は財調)では、虐待対応ワーカーの配置は1自治体あたり常勤1~2名にすぎません。この体制では不十分です。足立区や新宿区をはじめ、独自に手厚い体制をとっている区市もあります。自治体間の格差がひろがっています。

都の財政援助をつよめ、子ども家庭支援センターの複数設置促進や、虐待対応ワーカーの配置をさらにふやすなどの拡充が必要です。

また、葛飾区や新宿区は、子ども家庭支援センターの職員を研修のため都の児童相談所に1年間派遣し、研修のおわった職員が区にもどって大きな力を発揮しています。しかし、職員を長期研修に派遣するには代替職員の配置が必要であり、財政力のよわい多摩地域をはじめ多くの区市町村で実施するには、都の財政支援が必要です。

(4) 学校の対応力強化

スクールソーシャルワーカーの配置を促進する

学校に社会福祉士など子ども家庭支援の専門家を配置することは、児童虐待への対応を強化するうえでも重要です。都教育委員会は2008年度からスクールソーシャルワーカー活用事業を実施しており、単独校型、派遣型、巡回型など形態はさまざまですが、今年度は6区16市2町が実施し、36人のスクールソーシャルワーカーのとりくみが始まっています。これを全区市町村にひろげるとともに、都立高校、特別支援学校への配置をすすめる必要があります。

(5) 医療機関の対応力強化

院内虐待対策委員会の設置を促進する

医療機関は、虐待を早期発見するうえで重要な役割があります。江戸川区での小1男児死亡の際も、歯科医院からの通告が重要なきっかけになりました。都は、院内虐待対策委員会（CAPS）の設置をはじめとした医療機関における虐待対応力強化事業を実施していますが、対象となる都内の病院148か所のうち、院内虐待対策委員会が設置されているのは約30病院にとどまっています。この事業をさらに促進・拡充するとともに、診療所にたいする支援の強化がもためられています。

子どもへの支援と社会的養護体制を拡充する

(1) 虐待をうけた子どもの心のケアの拡充

「新たな治療的ケア施設」や情緒障害児短期治療施設を整備する

虐待をうけた子どもたちの多くは、愛着障害や外傷後ストレス障害（PTSD）をはじめ、情緒や行動上のさまざまな問題をかかえており、適切な心のケアを必要としています。その役割を専門的にこなう施設が情緒障害児短期治療施設で、すでに全国22道府県6市で32か所整備されているにもかかわらず、東京都には1か所もありません。大阪府では府3か所、大阪市2か所の5か所、愛知県では県2か所、名古屋市1か所の3か所設置されています。

東京都は、虐待等による情緒・行動上の問題をもつ児童の「新たな治療的ケア施設」の検討を開始しましたが、その具体化をいそぐとともに、すでに全国各地で効果が実証されている情緒障害児短期治療施設の整備にただちにふみだすべきです。

児童精神科の医療体制を抜本的に拡充する

子どもの心の治療をこなう児童精神科医療は、大きくたおけています。ところが都は、全国に2か所しかない独立した施設をもつ児童精神科専門病院のひとつであった都立梅ヶ丘病院を廃止し、府中の小児総合医療センターに統合してしまいました。児童精神科医療は、抜本的拡充こそ必要です。

梅ヶ丘病院の跡地にすくなくとも児童精神科の外来機能を再開するとともに、都立松沢病院で児童精神科医療を実施するなど、身近な地域で専門的な児童精神科の治療をうけることができるよう、医療体制の拡充をすすめるべきです。

同時に、児童精神科の医師不足は深刻です。都内の大学医学部に児童精神科の寄付講座を開設するなど、都として児童精神科医師の養成事業にとりくむことが必要です。

(2) 児童養護施設、乳児院の拡充

児童養護施設を増設する

都内の児童養護施設は満杯状態で、定員をこえてうけいれざるをえない事態がつづいています。そのことが、一時保護所の長期入所がふえる原因にもなっています。

このような事態を緊急に打開するため、都立施設を増設すること、社会福祉法人による施設整備への都用地の提供や補助の拡充などが、切実にもとめられています。

また街中に設置できる都独自の小規模施設や、心理や看護などの専門機能強化型グループホームの創設も重要です。

都立施設の廃止・民営化をやめ、拡充する

児童養護施設の不足が深刻であるにもかかわらず、石原知事は、病弱児の児童養護施設・成東児童保健院をはじめ、都外に設置されていた3か所の都立児童養護施設を廃止しました。これらの施設に入っていた子どもたちは、「ぼくたちの安心の居場所をなくさないで」と訴えましたが願いは聞き入れられず、他の施設に振り分けられていきました。

さらに石原知事は、都立児童養護施設4か所を、民営化しました。子どもたちは、親代わりの職員たちと別離をよぎなくされました。

このようなやり方は、傷ついて保護された子どもたちを、東京都がさらに深く傷つけるものであり、絶対にゆるされません。これ以上の廃止・民営化はきっぱりやめるべきです。そして、都立施設の心理、看護をはじめとした専門機能強化にふみだすなど、拡充の方向にカジをきりかえるべきです。

都立小児総合医療センターなどに乳児院を設置する

石原知事は、手厚い医療看護体制のもと社会的養護を必要とする病虚弱の乳児をうけいれていた都立母子保健院を廃止しました。このため、虐待による身体的後遺症などをもつ乳児を、医療看護体制のよわい一般の乳児院でうけいれざるをえなくなり、十分な医療的ケアを提供できない深刻な事態がうまれています。

府中の小児総合医療センターなどに乳児院を併設することをはじめ、医療対応のできる乳児院の増設が必要です。

児童養護施設や乳児院の職員配置を改善し、人件費補助を実施する

被虐待による複雑で困難な問題をかかえる子どもの入所がふえつづけているにもかかわらず、国がさだめる職員配置基準は20数年前からほとんど改善されておらず、児童養護施設や乳児院の現場は困難をきわめています。

東京都はかつて、質の高い利用者支援を実現するため、民間福祉施設職員の給与を改善する「公私格差是正事業」と、職員配置を都独自に改善する「都加算補助」を実施していました。ところが、石原知事はいずれも廃止し、「サービス推進費補助」へと名前をかえただけでなく人件費補助としての位置づけをなくすなど制度を根本から改悪し、補助の切り下げをすすめてきました。

このままでは、1人ひとりの子どもへのきめ細かい個別的ケアや、保護者への支援、

退所後のアフターケアなど、施設にもとめられている今日的課題に十分に対応することはできません。都として職員の増配置への支援をすすめるとともに、人材の確保・定着のため人件費補助をあらためて実施すべきです。

養育家庭（里親）への支援を拡充する

養育家庭（里親）を支援するため都内9か所の児童養護施設に設置されていた「養育家庭センター」が、石原知事のもとで廃止されました。かわりに児童相談所が支援するという説明でしたが、児童相談所には非常勤の担当職員（養育家庭専門員）が1人ずつ配置されただけでした。養育家庭のみなさんから、土日や夜間など必要なときにすぐ対応してほしい、非常勤職員であるため、ようやくなれてきたところで交代してしまう、などの声がよせられています。

切実な要望により、都は昨年度からあらたに「里親支援機関事業」を開始し歓迎されていますが、都内1か所（児童相談センター）職員1人体制にすぎません。この事業を抜本的に拡充し、都内すべての養育家庭が、必要としている支援を継続してうけることが可能となる体制の確立が必要です。

18歳以降の社会的養護を都独自に確立する

児童福祉法により、児童養護施設も養育家庭も対象は18歳までとなっています。しかし、高校を卒業したばかりの年齢で、虐待による心身の複雑な問題をかかえつつ、家族にたよることもできず1人で生活するのはたいへんなことです。大学などへの進学を希望するばあいもふえています。

すくなくとも成人するまで、社会的養護の継続を可能とし、自立したばあいも住居費や生活費、学費などにたいする支援を都独自に実施することが、切実な課題です。

児童虐待ゼロへ 予防対策を抜本的に強化する

（1）子育て家庭の孤立と貧困の打開

全庁的体制をつくり、子育て家庭の貧困対策を抜本的に強化する

荒川区は「子どもの貧困・社会排除問題に関する研究会」を設置し、区長を先頭に、総務部、福祉部、健康部、教育委員会、さらに複数の研究者がはいて、多面的な調査・検討をすすめています。ことし3月にまとめた中間報告書では、子どもの状況とともに、親の側の就労不安定、養育力不足、精神的不安定などについて具体例をもとに分析し、貧困の連鎖の解消、地域の見守り、現物・現金・サービスの給付、就労対策、母子世帯への支援をはじめとした施策の方向を提起しています。

このようなとりくみを、都としても局横断の全庁的体制で推進する必要があります。

同時に、小中学生の給食費無料化や就学援助の拡充、中学生・高校生への塾代支援の

拡充、高校生・大学生にたいする給付制奨学金の実施、保育料や在宅福祉サービス利用料の負担軽減、多摩地域の子ども医療費完全無料化、子育て家庭への家賃助成、ひとり親家庭等にたいする就労支援の拡充をはじめ、子育て家庭の貧困対策を抜本的に強化することが重要です。

全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の活用をすすめる

生後4か月までの乳児を各区市町村が全戸訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」がはじまって、3年が経過しました。この事業は、相談や申請をうけてはじめて行政が動くのではなく、相談や申請がなくても全戸を訪問する点で、重要な役割があります。

都福祉保健局は、「東京都版ガイドライン」をつくって「新生児訪問事業」と「こんにちは赤ちゃん事業」の連携を推進していますが、全区市町村での実施をいそぐとともに、訪問者にたいする事前事後研修や訪問後の事例検討の充実、保健師・助産師など専門職の活用促進、面会できなかった家庭へのフォローなど、より充実したとりくみを支援する必要があります。

かゆいところに手がとどく在宅子育て支援を拡充する

親子で利用できる産後のデイサービス、子どものショートステイ、一時保育、病児保育、子育てひろば、子育てサークルの育成、若年出産への支援など、すべての区市町村で、きめ細かい在宅子育て支援を拡充できるよう、都の財政支援強化がもとめられています。

区市町村による要支援家庭にたいするさまざまなかたちでの見守りや訪問、家事・育児・保育所への送迎などにたいするヘルパー派遣、子どもの学習支援など、かゆいところに手がとどき、利用料が無料または低額で使いやすい支援の充実が必要です。

認可保育所や学童クラブを増設し待機児をなくす

東京の認可保育所待機児はふえつづけ、ことし4月時点で8,435人に達しています。学童クラブの待機児も1,255人におよび、定員以上につめこむ事態もひろがっています。そのことが、育児の負担や不安を増大させる大きな要因となっています。また、児童虐待予防のために支援が必要な子どもが優先的に入れるようにすることも重要です。認可保育所や学童クラブの大幅増設を促進するため、都として区市町村への支援を拡充することが必要です。

産後うつ対策をはじめ、保護者の心のケアへの支援を強化する

産後うつは1～2割の高い割合で発症するとされており、マタニティ・ブルーもふくめ、育児不安や児童虐待の背景として注目されています。また、虐待をする親自身が、子どものときに虐待を受けたことによる心の問題をかかえているばあいもすくなくないことがあきらかになっています。

都が区市町村と協力して、「新生児訪問」「こんにちは赤ちゃん事業」「乳児健診」の機会などを利用した産後うつ対策を実施するとともに、虐待予防のため精神保健福祉士や保健師等によるアウトリーチ支援（訪問支援）をおこなうなど、保護者の心のケアへ

の支援を強化することがもとめられています。

東京都児童会館の廃止を中止し、存続・拡充する

渋谷駅近くにある東京都児童会館は、多くの親子が気軽に利用できて、安心して遊べる居場所・交流の場であると同時に、劇場（文化ホール）を併設しており、人形劇や児童演劇などをおし子どものゆたかな情操をはぐくむ良質な文化発信の拠点としての役割をはたしています。ところが石原知事は2年後に、この東京都児童会館を廃止する計画です。

「子ども家庭総合支援センター（仮称）」を新設することが廃止の理由ですが、同センターは児童相談センター（児童相談所）などを移転するもので、劇場（文化ホール）もなく、東京都児童会館とは役割も機能もまったくちがいます。東京都児童会館の役割はますます重要となっており、存続・拡充こそ必要です。

「東京都児童虐待白書（仮称）」を定期的に発行する

都福祉保健局は、2001年に「児童虐待の実態」を発行し、つづいて2005年に「児童虐待の実態」を発行し、東京都における虐待を受けた子どもの特徴、虐待をおこなった保護者の要因、児童相談所や一時保護所の状況などについてあきらかにしました。こうした報告書（「東京都児童虐待白書（仮称）」）を定期的に発行すべきです。

（2）「子どもの権利条約」にもとづく施策の推進

「東京都子どもの権利条例」をつくる

児童虐待防止法は、国連の「子どもの権利条約」を日本が批准したことが大きな力になって、制定されたものです。児童虐待防止のためには、東京都および都教育委員会が「子どもの権利条約」にもとづいて、子どもの最善の利益の実現をはじめとした施策を全面的に推進することが重要です。

「子どもの権利条例」を制定する自治体もひろがりつつあります。都内でも、目黒区、豊島区、日野市、小金井市が制定しています。たとえば「日野市子ども条例」では、「いじめ、虐待、体罰などの暴力から守られること」をはじめとした子どもの権利を明記するとともに、「市は、いじめ、虐待などの権利侵害された子どもを守り、その置かれた状況に応じて必要な保護や支援に努めなければなりません」という市の責務、子どもの生きる権利や育つ権利などの保障に努める保護者の責務を定めています。

親と都民と行政が一体となって、児童虐待ゼロをはじめ、子どもの最善の利益の実現にむけて実効性のある「東京都子どもの権利条例」の制定にふみだすことが、もとめられています。

以 上